

留萌市立緑丘小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための取組

◆年間を通し、全職員・全学年で繰り返し行う取組

- いじめについての共通理解
 - ・「いじめはどんなことがあっても絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・学校の教育活動全体を通じた学級づくりや道徳教育の充実などにより、子どもの社会性をはぐくむ。
- 指導上の留意点
 - ・日頃より一人一人を大切に「わかる」・「できる」授業づくりを進める。
 - ・学級内でのよりよい人間関係を構築するために、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用する。
- 自己有用感や自己肯定感の醸成
 - ・一人一人が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を設定する。

◆年間計画を策定し、計画的に実施する取組（児童活動係、生徒指導係）

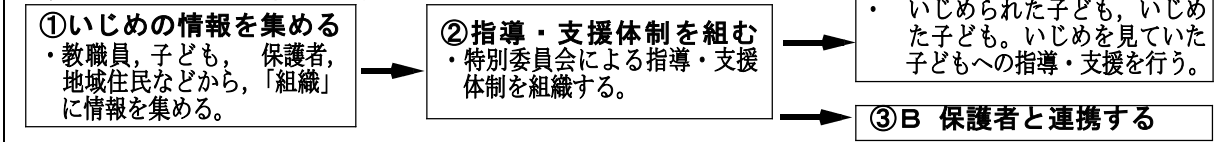
- 子ども自らがいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組
5月いじめ防止集会（全校朝会） 9～11月いじめ防止標語作品募集・応募 2月いじめ根絶に向けた子ども会議（留萌市）

○ 3月 年間計画策定	4月 組織会議	5月 校内研修会	7月 取組評価アンケート
10月 計画の改善	11月 組織会議	12月校内研修会、取組評価アンケート	3月 次年度計画策定

2 いじめの早期発見・早期対応の取組

- いじめの早期発見
 - ・全校の子ども対象のいじめアンケート調査 年2回（5月・11月）
 - ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（11月・2月）
 - ・学級担任による教育相談（聞き取り調査） 年2回（5月・11月）
- いじめの早期対応
 - ・いじめと疑われる行為や訴えがあった場合（インターネットを通じて行われるものも含む）、迅速かつ真摯に対応する。
 - ・いじめの発見や通報を受けた場合、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに対応する。
 - ・必要に応じて警察などの関係機関と連携し、対応する。
 - ・いじめられた子どもや保護者への支援を丁寧に行う。
 - ・いじめた子どもへの指導、その保護者への助言に努める。

組織的ないじめ対応の流れ



3 いじめの重大事態対応の流れ

○重大事態の発生

◆重大事態とは

- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（子どもが自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査結果を学校の設置者に報告 調査結果を踏まえた必要な措置

4 生徒指導体制や教育相談体制の確立

- いじめの問題は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」が組織的に対応する。
- いじめ問題等に関する指導記録を保存し、進学や進級、転校時に引き継げるようにする。
- 子ども及びその保護者が、「いつでも、誰にでも」相談できる体制を整備する。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

5 校内研修

- いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るため、年2回、次の研修を実施する。
 - ・いじめの問題に関するチェックリストや事例をもとにした研修（5月）
 - ・教育相談に関する研修（12月） ※年間計画への位置付け

6 地域や保護者との連携

- 学校、PTA、地域の関係者によるいじめ問題に関する協議会の実施。（7、8月）
- 学校関係者評価会議における情報提供（8、1月）
- 子どもの悩み相談を受け止める相談窓口（学校、PTA、民生委員等地域の方）を明確にして、子どもたちに知らせる。